

第6回教育委員会

令和2年5月29日
午後2時30分
大阪市教育センター

案 件

議案第45号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を
改正する規則案

議案第 45 号

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成 26 年大阪市教育委員会規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「20 人」を「30 人」に改める。

第 4 条の見出しを「（委員長）」に改め、同条第 1 項中「委員長及び副委員長」を「委員長」に改め、同条第 2 項中「委員長及び副委員長」を「委員長」に、「委員の互選により定める」を「教育委員会が指名する」に改め、同条第 4 項中「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、」を「委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が」に改める。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とし、第 7 条を第 9 条とする。

第 6 条第 1 項中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 12 条の規定に基づき設定されている採択地区ごと」を「地区部会ごと」に、「地区調査会及び専門調査会」を「専門調査会」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「学校調査会」を「学校調査会（以下、「調査会」という。）」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の後に次の 1 項を加える。

3 調査会は、調査の結果を、当該調査会が属する地区部会に報告しなければならない。

第 6 条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「地区調査会、専門調査会及び学校調査会（以下「調査会」という。）」を「調査会」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を第 6 項とし、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（地区部会の運営）

第 7 条 第 6 条の規定は、地区部会の会議及び議事について、準用する。この場合において、同条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「委員会」とあるのは「地区部会」と、同条第 1 項及び第 2 項中「委員長」とあるのは「地区部会長」と、同条第 3 項中の「委員」とあるのは「当該地区部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 委員会は、前項において準用する第 6 条第 4 項の規定により地区部会の議事が決されたときは、当該決議をもって委員会の決議とすることができる。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の後に次の 1 条を加える。

（地区部会）

第 5 条 委員会に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 12 条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区部会を置く。

2 委員長を除く委員は、それぞれ教育委員会が指定する地区部会に属するものとする。

3 地区部会に地区部会長を置き、当該地区部会に属する委員の互選により定める。

4 地区部会長は、地区部会を代表し、会務を総理し、並びに、地区部会における審議の結果を委員長に報告する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 5 月 29 日から適用する。

(参照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

30人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
教育委員会が指名する。

3 省略

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(地区部会)

第5条 委員会に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区部会を置く。

2 委員長を除く委員は、それぞれ教育委員会が指定する地区部会に属するものとする。

3 地区部会に地区部会長を置き、当該地区部会に属する委員の互選により定める。

4 地区部会長は、地区部会を代表し、会務を総理し、並びに、地区部会における審議の結果を委員長に報告する。

(会議)

第5条 省略

第6条

2-6 省略

(地区部会の運営)

第7条 第6条の規定は、地区部会の会議及び議事について、準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第4項中「委員会」とあるのは「地区部会」と、同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「地区部会長」と、同条第3項中の「委員」とあるのは「当該地区部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 委員会は、前項において準用する第6条第4項の規定により地区部会の議事が決されたときは、当該決議をもって委員会の決議とすることができます。

(調査会)

第6条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和

第8条

38年法律第182号）第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区
地区部会

調査会及び専門調査会を、学校ごとに学校調査会を置く。

2 地区調査会は、教育長が指名する区担当教育次長及び指導主事で組織する。

3 専門調査会及び学校調査会（以下、「調査会」という。）は、委員長が指
2

名する学校の校長及び教員で組織する。

3 調査会は、調査の結果を、当該調査会が属する地区部会に報告しなければならない。

4 地区調査会に代表を置き、当該地区調査会に属する区担当教育次長をもって充てる。

5 地区調査会は、専門調査会及び学校調査会の調査結果を取りまとめ、その結果を委員会に報告する
ものとする。

6 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、地区調査会、専門調査会
4

及び学校調査会（以下「調査会」という。）の構成員となることができない。

7 省略

5

8 省略

6

(関係者の出席)

第7条 省略

第9条

2 省略

(庶務)

第8条 省略

第10条

(施行の細目)

第9条 省略

第11条

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則 の一部改正について

1 改正の理由

本市では平成 26 年度より執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）に基づき大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、本規則において同委員会の組織及び運営に関し規定したうえで、採択地区については 1 採択地区で教科用図書の選定を行ってきた。

その後、令和 2 年度使用教科用図書の採択においては、平成 31 年 2 月 21 日に府の教育委員会会議が開かれ、大阪市立小中学校で使う教科書の採択地区については、より学校現場の実情に応じた教科書採択を進めること等を理由とし、4 採択地区に分けて選定を行うことが決定された。

そのため採択地区ごとに、より専門的な調査研究を推進するとともに、効率的な意見集約を図ることを目的として、新たに地区調査会等を設置し、選定を行った。

この度、令和 3 年度使用教科用図書の採択を行うにあたり、教育委員会の 4 ブロック化の趣旨を踏まえ、採択地区の実情に適したよりよい教科書採択を実現させるため、地区調査会を廃止したうえで、採択地区ごとにより集中的に答申案を審議決定できる「地区部会」を新たに設置するため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- ・委員を 30 人以内とする。（第 2 条）
- ・委員長は教育委員会が指名することとし、副委員長を廃止する。（第 4 条）
- ・採択地区ごとに地区部会を置き、委員長を除く委員は、教育委員会が指定する地区部会に所属する。地区部会の審議結果は委員長に報告する。（第 5 条）
- ・地区調査会を廃止し、地区部会のもとに専門調査会と学校調査会を置き、調査の結果を、地区部会に報告する。（第 8 条）
- ・その他必要な規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 2 年 5 月 29 日から適用する。